

○笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例

平成16年10月12日

条例第127号

改正 平成18年3月27日条例第19号

平成18年8月1日条例第82号

平成18年12月25日条例第112号

平成20年3月25日条例第12号

平成21年3月23日条例第8号

平成21年12月21日条例第39号

平成22年12月17日条例第31号

平成24年6月29日条例第17号

平成24年12月27日条例第29号

平成27年12月22日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)をいう。
- (4) 一部負担金 医療保険各法に規定する一部負担金をいう。(条例又は規則等でその割合を減じられているものについては、その割合を減じたものをいう。)
- (5) 保険医療機関等 次に掲げるものをいう。

ア 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

ウ 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(助成の対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、本市の区域内に子どもが住所を有する保護者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、規則で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民票に記載されている者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属していない者

(3) 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年笛吹市条例第126号)による医療費助成金の支給を受けていない者

(受給者証の交付等)

第4条 医療費助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けようとする子どもの保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、子どもすこやか医療費助成金受給資格者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。受給者証を亡失し若しくは損傷したことによりその再交付を受ける場合又は受給者証の更新を受ける場合も、同様とする。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた子どもの保護者は、子どもが医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給(以下「保険給付」という。)を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第5号ウ及びエに規定する者を除く。第6条第1項及び第2項において同じ。)に対し、医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成金)

第5条 市長は、子どもの疾病及び負傷に関して、保険給付が行われた場合には、当該子どもの保護者に対し、当該保険給付を受けた者が負担すべき一部負担金の額を助成金として支給する。ただし、医療保険各法の規定により高額療養費及び高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受けることができ

る定めがある場合又は他の法令により保険給付を受けた場合は、これらの給付等に係る額を当該助成金の額から控除した額とする。

(助成金の支給方法)

第6条 市長は、子どもが山梨県内に住所を有する保険医療機関等で保険給付を受けた場合は、保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該保護者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定により、市長が当該保険医療機関等に対し支払いをしたときは、当該保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

3 市長は、規則で定める場合における助成金については、第1項の規定にかかわらず、保護者の請求に基づき、1月を単位として、当該保護者に支給するものとする。

4 前項の請求は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成金の支給制限)

第7条 医療保険各法の規定に基づき、子どもに係る保険給付の制限を受けた場合は、助成金の全部又は一部を支給しない。

2 保護者及び子どもが医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者でない期間があるときは、当該期間中は、助成金を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、助成金の支給理由が第三者の行為によって生じた場合は、これを支給しないことができる。

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第8条 医療保険各法以外の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、この条例による助成金は、支給しない。

(届出の義務)

第9条 子どもの保護者は、その監護する子ども又は自己の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、助成金の受給資格を失ったとき、又は助成金の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者がある

ときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡及び担保の禁止)

第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償請求権)

第12条 市長は、助成金の支給理由が第三者の行為によって生じた場合において、助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(療養に係る費用の算定方法)

第13条 この条例による療養に係る費用の額の算定は、すべて健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより行うものとする。

(秘密保守義務)

第14条 この条例に関する業務に従事している者は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては笛吹市個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報について必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に関する業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石和町乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年石和町条例第13号)、御坂町乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年御坂町条例第16号)、一宮町乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年一宮町条例第5号)、八代町乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年八代町条例第31号)、境川村乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年境川村条例第9号)又は春日居町乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年春日居町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定

によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(芦川村の編入等に伴う経過措置)

- 3 芦川村の編入の日前に、編入前の芦川村乳幼児医療費助成金支給条例(昭和48年芦川村条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年3月27日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(入院時食事療養費に係る読替え)

- 2 平成18年6月30日までの間における第2条第6号の規定の適用については、同条同号中「特定療養費」とあるのは「入院時食事療養費、特定療養費」とする。

附 則(平成18年8月1日条例第82号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第112号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月25日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に受けた医療に係る医療費の助成金について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月23日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費助成金について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、平成20年4月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成22年12月17日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月29日条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年12月27日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月22日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市重度心身障害者医療費助成条例、笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例及び笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。